

労働保険審査請求書

一 審査請求人の

住所又は居所
氏名

審査請求人が法人であるときは

住所
名称
代表者の住所又は居所
代表者の氏名

二 代理人によつて審査請求をするときは、

住所又は居所
代理人の氏名

三 原処分を受けた者の

住所又は居所
氏名又は名称

四 原処分を受けた者が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者の氏名

所在地
名称

五 原処分に係る労働者が給付原因発生当時使用されていた
事業場の

六 審査請求人が原処分に係る労働者以外の者であるときは、当該労働者との関係

七 原処分をした労働基準監督署長名
労働基準監督署長

八 原処分のあつたことを知つた年月日
平成・令和 年 月 日

九 審査請求の趣旨

十 審査請求の理由

有 無
内 容

十一 原処分をした労働基準監督署長の教示の

十二 証拠
審理のための処分を必要とするときは、処分の
内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由

十三 法第八条第一項に規定する期間の経過後において審査請求をする場合においては、
同項ただし書に規定する正当な理由

右のとおり審査請求をする。

令和 年 月 日

審査請求人氏名

法人であるときは、名称及び代表者の氏名
代理人によるときは、代理人の氏名

労働者災害補償保険審査官 殿

一 この保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

二 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して二か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から三か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

三 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に提起することができます。ただし、決定があつた日から一年を経過した場合は、提起することができません。

また、審査会に対して再審査請求をした場合には、判決を経る前又は判決があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、判決があつた日から一年を経過した場合は、提起することができません。

なお、①審査請求をした日から三か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。